

与党が問題点続出の高プロ法案を採決！ 「定額働かせ放題」の労働者を次々と生み出すおそれ

参議院の審議で「高度プロフェッショナル制度」の問題点が次々と明らかとなりました。

制度の問題点は、①どの職種の労働者が適用されるのか明確ではない②年収要件があいまい③企業は適用者に過労死ラインとされる月80時間以上の残業をさせても合法④健康確保措置が不十分——など、法案の不備は多くあります。

これでは、理論上、48日間休みなく、働き続けることも可能になり、もりもと真治は、「過労死を招くおそれがある」として、強く反対してきました。しかし、与党は、議論は出尽くしたとして、厚生労働委員会と本会議で採決を行い、法案は成立しました。

法案が成立したことにより、制度適用された労働者は、一日8時間、週40時間以内と定めた法定労働時間を超えて働いても企業は残業代を支払う法的義務がなくなります。制度が適用された労働者に対し、長時間労働を助長することは間違いありません！！



政府の進める高度プロフェッショナル制度の本質(詳細は裏面)

一部の専門職を労働時間規制から外し、「時間ではなく成果で評価される制度を創設する」と政府は説明しています。しかし、規制を外すとは、労働者を自由に自立的に働ける環境をつくることを意味していません！これまで企業に対し、残業代を支払うことや働く時間を抑制していた法律から使用者を規制の縛りから開放するだけです！！

高プロ制度の創設に反対する理由

対象労働者は、一部の専門職と高額所得者だけ？

そんなことはありません！一部の専門職で年収1075万円以上を想定していると政府は国会で答弁していますが、これから厚生労働省の審議会で議論されて決まるのです。

また、年収要件には、通勤費や住宅費などの各種手当も含まれるので、基本給700万円、800万円でも対象となるおそれがあります。職種も年収要件もあいまいで、かつて経済界は、年収要件を400万円以上と主張していました。これでは、平均的な年収の労働者の大多数が当てはまることになります。安倍首相も今後の年収要件の引き下げの可能性を否定していません！



▲制度が創設されると年収要件の引き下げ、職種拡大は簡単にできてしまいます。かつて派遣法もそうでした。

	政府の進める高度プロフェッショナル制度	制度の問題点
目的	時間ではなく、成果で評価される働き方のニーズに応える制度で、自分の裁量で仕事ができる。	裁量労働制のように「労働者に裁量がある」とは法案に書かれていない。また、労働契約において、想定以上の成果を上げた労働者に報酬で報いる必要は法的にはない。
対象者	対象者は、高度な専門性を持つ労働者を想定。(金融ディーラーやコンサルタント)	法案では明確に職種は決められていない。今後、厚労省の審議会で議論されるので、対象職種が拡大の可能性がある。
導入	制度導入には、対象労働者の同意が必要。	使用者と労働者では、企業内の力関係が非対等なので労働法で労働者が守られている。使用者に制度適用を迫られたら拒否できるのか。
年収要件	平均給与額の3倍相当を上回る1075万円以上を想定している。	法案には年収1075万円以上の労働者が対象と明記なし。今後、厚労省の審議会で議論される。年収1075万円には、通勤費や各種手当が含まれる。基本給が何万円で手取り何万円の労働者が対象になるのか、政府は試算すらしていない。
休日(年)	年間104日の休日を義務づける。	年間104日の休日とは、祝日と盆暮れ正月を休まない週休2日のこと。健康確保措置としては不十分。
休日(月)	1ヵ月(4週間)当たり、4日以上の日取得を義務づける。	月のはじめに4日連続の休みを与えれば、その後、ぶっ通しで働かせても合法。

参議院議員 もりもと真治

- 同志社大学 文学部卒、松下政経塾入塾、
広島市議会議員(2003年から10年間)、2013年 参議院議員通常選挙で初当選
- 所属委員会 総務委員会、行政監視委員会、消費者問題に関する特別委員会(理事)

